

2012年1月17日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

インド内陸 ICD 向け鉄道輸送 非危険品表記に関する注意点

平素は弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、インド内陸ICD(Inland Container Depot)向けの鉄道輸送に於いては、通常インド国鉄が貨物明細を元にその貨物が危険品か否かを検討し、危険品を判断された場合には危険品の料金が適用されておりますが、今般、インド国鉄によるこの適用に関する判断が厳格化される傾向にあります。(規制そのものに変更はございません。)

具体的には、非危険品で同じ中身であるにも関わらず、“Chemical material”と表記された場合は危険品、“Rubber material”と表記された場合は非危険品といったように、その表記だけでは危険品かどうかの判断がつかないものについて、原則危険品と見なされてしまうといった事例が発生しております。

以上の事から、インド側での適正な鉄道料金適用の為、お客様におかれましては、日本側でB/L Instructionを作成される際に、危険品と判断されてしまう可能性のある非危険品(特にChemical product)については、品名の詳細を明記した上で弊社まで送信いただきますようお願い申し上げます。

例：ポリカーボネートレジンの場合、
“Resin” のみの記述だと危険品と見なされる恐れがあるため、
“Poly Carbonate Resin” と記載。

尚、インド国鉄が危険品とみなす品目については、海上輸送上の危険品定義と一部異なる部分がございます。詳細は、インド国鉄のHP上に記載されておりますので、こちらをご参照下さい。(URL: <http://www.concorindia.com/commo.asp>)

以上

お問い合わせは

マーケティンググループ	アジア・印パ中近東トレード担当	(TEL : 03-3587-7070)
横浜ブッキングセンター	アジア・印パ中近東航路担当	(TEL : 050-3786-7385)
アジアグループ	アジア輸出入営業担当	(TEL : 03-3587-7100)

Mitsui O.S.K. Lines (Japan), Ltd.

www.moljapan.co.jp